

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	平成24年春「国と地方の協議」の再掲												
						担当省庁の見解 (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等に対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討)					指定自治体の回答 (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)					省庁見解	内閣府(事務局)コメント	内閣府整理
						対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など		対応	理由等						
アジアヘッド クォーター特区	14	○医師免許互換制度の規制緩和 ・総合区内の病院における外国人に対する診療を条件として、協定締結国の医師受入れを拡大し、外国人を診療対象に限定した外国人医師による診療の機会を確保する。	外国人医師の規制緩和	厚生労働省 医政局医事課	医師法	D	-	-	<p>①「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として定めること → 地域医療への影響等について、東京都において改めて整理を行うこととしています。</p> <p>② 特例的な医師国家試験を日本語、英語、必要に応じてその他の言語で実施すること → 特例的な医師国家試験は、その都度試験委員を選定して新規の試験問題を作成しており、英語以外の言語に堪能で、なおかつ国家試験問題作成を委嘱するに足りる相当数の試験委員の確保は困難であること。また、厚労省の国家試験所管部局において、当該言語による事務的な確認を行うことが困難であることから、英語以外での試験実施は困難です。</p> <p>③ 特例的な医師国家試験を要請に応じて柔軟に実施すること(実施時期) → 特例的な医師国家試験については、受入の決定後に厳正に実施することとしており、実施時期については要請の時期に合わせて設定されます。なお、試験問題作成等の準備期間を要するため、実施に当たっては相当の期間の確保が必要であること。通知では1年に1回と示しています。</p> <p>④ 特例的な医師国家試験の実施にあわせて当該試験に対応した、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること → 特例的な医師国家試験の実施については、以下のとおり、標準的な処理期間として12ヶ月程度を要します。(以下のような手続き及び事務処理が必要です。) ・外国大使館からの要請等を受けてから、関係省庁との調整等 ・試験を受けようとする外国人の受験資格認定 ・試験実施要領の策定や試験委員の選定 ・問題作成 ・試験の実施及び採点 ・医籍登録</p>		c	<p>① 今回の都の提案は、外国人医師が外国人のみを対象に、我が国の医療保険制度による診療を行うものであり、地域の医療提供体制に影響を及ぼすものとは考えていない。そのため、「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認め、貴省発出の通知により明示していただきたい。特区を一つの単位とするに限り、国において地域医療への影響について具体的に懸念されることがあれば、お示しいただきたい。</p> <p>② 特例的な医師国家試験を英語以外の外国語で実施することが実質上困難であるとの回答であるが、法制度上は可能であると認識できるため、英語以外の外国語での特例的な医師国家試験の実施に向けてその具体的な方法を引き続き検討すること。</p> <p>③ 貴省の回答では、標準的な処理期間しか示されておらず、都道府県が要請書を要請に提出するにあたっての期限等が明示されていない。また、特例的な医師国家試験は1年に1回しか実施しないことであるが、そうなる診療開始予定の1年前から申請しなくてはならないこととなる。その場合、来日前の渡航予定段階で申請しなくてはならないが、それが可能であるとされているということなのか。また、複数の都道府県が時期を遅れず申請した場合、後に申請した都道府県は先に申請した都道府県の試験の実施を待つこととなり、無用な混乱を招く恐れがある。については、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること。</p> <p>④ 貴省による、特例的な医師国家試験を過去に実施しているとのことであるが、外国人患者の生活環境を向上させるためにも、当該試験により、医籍登録している者について、その情報を提示されたい。 本制度に基づき貴省に外国人医師等の受入れを要請するにあたって、必要な情報等が明示されておらず、本制度の枠組の中で、貴省が外国人医師等の受入れが実現するかが不明であることから、現時点では貴省回答を受け入れられない。</p>			D	東京都において整理することになった①について一定の考え方を示されたことから、厚生労働省は①から④において確認や検討を求められている事項について自治体に明示し、引き続き協議すること。	II	
アジアヘッド クォーター特区	21	○地域冷暖房事業について、需要形態に沿った料金制度の導入(同一地区同一料金の廃止、新料金メニューの積極的拡大等) ○基本料金と従量料金の割振り・設定に関する自由裁量の拡大 ○固定費・熱製造施設の減価償却費や修繕費の助成制度や租税課金・金利の優遇措置を構築 ○変動費・燃料費変動に伴う料金改定届出制度(電気事業者、ガス事業者と同等の調整制度)の導入	○変動費・燃料費変動に伴う料金改定届出制度(電気事業者、ガス事業者と同等の調整制度)の導入	資源エネルギー庁 熱供給産業課	熱供給事業法第14条	F	未定	平成24年度の可能な限り早期に検討開始。結論を得られ次第措置。	<p>①自治体が提案する燃料費調整制度の導入は、電気及びガスの導入の背景も踏まえ、自由化や料金制度の在り方とセットで議論し、熱供給事業への導入の可否について十分な検討が必要であるため、値上げ局面の現状において、当該制度のみを導入することは消費者利益保護の観点から不適当であるため、総合特区計画に当該制度の導入を盛り込むことは不適当。②また、仮に導入するとなった場合にあっても、熱供給を受ける者の利益保護及び公正妥当な料金による熱供給事業の発達を目的としている熱供給事業法の観点から、多様な燃料調達の実情を踏まえた、全国的に一元的な客観性のある基準の検討が必要。③自治体からの要望である「まちづくりと一体となった熱エネルギー有効利用研究会中間とりまとめ(H23.8)」などを踏まえ、熱供給事業制度全般の検討を関係省庁も含めた検討を行っていく必要があり、平成24年度の可能な限り早期に検討を開始する予定。これら検討により早期に措置できるとされたものについては、随時措置していく予定。④これらを踏まえれば、特区内でプロトタイプとして実施することは、熱供給事業法の目的に照らし不適当と考える。</p>		b	燃料費変動に伴う料金改定制度の導入について早期に検討するとともに、検討過程の情報についても随時ご提供いただきたい。提案内容が満たされることを前提に了解する。			F	東京都の要望する燃料費変動に伴う料金改定制度の導入について、経済産業省より検討するとの見解が示されたが、検討内容により実現できない可能性があるため、経済産業省は検討過程の情報を随時東京都に提供し、引き続き協議すること。	I	
アジアヘッド クォーター特区	31	○空港機能の向上(駐機制限の緩和(7日間～14日間)) ○出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設の整備や、入国前後の手続きを簡素化するなどして、利用者の利便性をさらに向上	ビジネスジェットの使用 手続簡略化	国土交通省 航空戦略課 首都圏空港課	-	(駐機制限)速やかに実施 (施設整備)速やかに実施 (施設の整備)別途関係者との間で、国際線ターミナルの拡張工事に間に合うよう調整を行う	(駐機制限)速やかに実施 (施設の整備)別途関係者との間で、国際線ターミナルの拡張工事に間に合うよう調整を行う	<p>(駐機制限の緩和) 連続駐機可能日数の延長(7日間→14日間)については、羽田空港における限られたビジネスジェット駐機可能スポットを、できるだけ多くの利用者に提供できるよう、慎重に検討・実施する必要がある。 このような観点から、ビジネスジェット駐機可能スポットの利用実績を踏まえ、延長可能な日数を検証したところ、連続駐機可能日数は10日間までの延長であれば可能である。</p> <p>(施設の整備)別途関係者との間で、国際線ターミナルの拡張工事に間に合うよう調整を行う</p> <p>ただし、当該代替案についても、事業者が自ら費用を負担し整備されるものであり、国において一方的に決定できるものではないことから、別途調整が必要であるところ。 以上のことから、専用動線の確保に向けて、別途関係者との間で、国際線ターミナルの拡張工事に間に合うよう調整を行う</p>		b	<p>(駐機制限の緩和) ○連続駐機可能日数の10日間への延長を速やかに実現された。 (施設の整備) ○国際線ターミナルの拡張工事に合わせて、ビジネスジェット利用者の利便性を向上させる迅速性、機密性を確保した専用動線の整備が行われるよう関係者との調整を進められた。進捗に応じて、引き続き都との調整をお願いしたい。</p>			C	東京都が要望するビジネスジェット利用者の専用動線の整備について、実現のためには関係者との調整が必要であり、関係者から具体的な内容等について引き続き協議すること。	(駐機制限) I (施設の整備) II		
関西イノベーション 国際戦略総合特区	730	薬剂合成可能な病院からのPET検査用薬剤の譲渡を可能にすることにより、薬剂合成装置を有さないPET装置を有する病院での集積確認(PET検査)を可能とする。	薬事承認を受けていない院内合成PET薬剤の譲渡許可	厚生労働省 医政局総務課 経済課 厚生労働省 医薬食品局 監視指導・ 薬事対策課	-	B	-	ご提案の内容について改めて精査した結果、「医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施について」(平成22年医薬発0330第2号)の中で示している、複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件と同様の要件を満たすものであれば、院内合成PET薬剤の譲渡を行うことについて、差し支えないものと判断する。	<p>ご見解において、複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件と同様の要件を満たすものであれば、院内合成PET薬剤の譲渡を行うことについて、差し支えないと判断したましたが、その「同様の要件」については、引き続き実務的にご相談させていただきたいと思っております。</p> <p>また、現行法令体系で実施可能かどうか見解につきましては承知しました。なお、引き続き、業務を行うにあたり不明な点等ご相談させていただきたいと思っております。</p>		B	自治体が要望する薬事承認を受けていない院内合成PET薬剤の譲渡については、実現のためには、①については、譲渡元と譲渡先との医療従事者の責任の扱いについての検討が必要であり、②は、責任の所在、指導の体制、遵守すべき事項等の具体的な内容等について引き続き協議すること。 ②については、「共同での診療」についての検討が必要であり、③は、責任の所在、指導の体制、遵守すべき事項等の具体的な内容等について引き続き協議すること。	II					
関西イノベーション 国際戦略総合特区	781	薬監証明に関する手続きの電子化と簡素化を図る。当面は、試験研究、社内見本、治験を目的とする医薬品、医療機器等に係る薬監証明手続きをターゲットとして、SaaS基盤を活用し、全ての輸出手続きに活用可能な独立型汎用システムの構築を目指す。 押印廃止をはじめとする様式の簡素化、誓約方法の見直しなど添付書類の見直しを図るとともに、簡易な手続きミスや国の説明時間を低減させるため、ヘルプデスクの設置などサポート機能を強化する。 開業が主たる輸出入港となる近畿厚生局管内を対象に、実証実験事業として開始し、検証作業を進めながら、対象品目及び輸入目的の段階的な拡張を図る。最終的には全国システムとしてNACCS(通関システム)への接続を想定する。	薬監証明の電子化、簡素化のための医薬品等輸入監視要領の緩和	厚生労働省 医薬食品局 監視指導・ 薬事対策課	平成22年12月27日付け薬食発1227第7号厚生労働省 医薬食品局長 「医薬品等輸入監視要領の改正について」別添「医薬品等輸入監視要領」 平成22年12月27日付け薬食発第1227第6号厚生労働省 医薬食品局長通知 「医薬品等輸入監視協力方針」について別添「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」 平成22年12月27日付け財関第1345号通達 「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱について」	B	平成24年度中	平成25年度から実証実験が進められるよう平成24年度中に必要な措置をとる。	<p>① 実証実験を進めるためには、税関、厚生局等の関係機関の協力が必要であるため、自治体は関係機関と連携して進めていただきたい。 ② ①を条件として、実証実験を進められるよう、厚生労働省において具体的に特例措置等について検討を進める。</p>		b	<p>地元が提案する実証実験は、現在、国が検討を進めている薬事法関連手続きの電子化を先導し、その導入を円滑ならめめるなど、国民経済にその成果が還元されるものである。ゆえに、より良い成果を得るためにも、権能を有する国と提案者である地方が協力し、実施すべき取組みと認識している。 今後、一刻も早い実験開始を望む企業等が多いことから、必要経費は原則、地元企業等が負担することとしたが、上記認識は両方変わるものではなく、国におかれても、同様の認識をいただいているものと理解している。 したがって本省と出先機関の円滑な調整や事務の効率的な見直し、必要な制度改正などの点で国として取組み、地元とともに効果的な実証実験となるよう尽力いただきたい。</p>			B	自治体が要望する薬監証明の電子化、簡素化について、厚生労働省より検討するとの見解が示されたが、平成25年度から実証実験を行うように、引き続き協議すること	II	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
アジアヘッド クォーター特区	14	東京都の①から④までの要望について引き続き協議中	①から④までの要望について引き続き、指定自治体に協議を行う予定	東京都との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年8月を目途として協議を終了できるように努める。	
アジアヘッド クォーター特区	21	・熱供給事業法に基づく熱供給の料金については、国の認可を受けた供給規程に基づくことが必要。 ・電気・ガスにおいて効率化を前提に原燃料費調整制度が導入されていることも踏まえ、必要な効率化がなされていることに加え、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことや料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること等の認可基準が満たされている場合に限り、燃料費を調整する条項を供給規程に盛り込むことが可能と判断。 ※なお、実際に燃料費を調整する条項が盛り込まれた認可申請を受理し、認可基準に照らし、かつ、経営効率化がなされているかについて審査を行い、本年6月27日に認可した。	指定自治体より質問があれば応じる。	法改正を経ずに対応可能との判断済。	
アジアヘッド クォーター特区	31	(駐機制限) 様式(1)掲載 (施設整備) 国土交通省は、平成26年9月末に向けた国際線旅客ターミナルの拡張にあわせ、ビジネスジェット専用動線を確保できるよう、CIQ関係省庁及び東京国際空港国際線旅客ターミナルビル運営会社と調整を進めている。	(施設整備) 関係者との検討・調整結果を踏まえ、必要に応じて東京都にも情報提供を行う予定。	(施設整備) 平成26年9月(予定)	この案件については国交省との協議が整い次第他の関係省庁でも対応いたします。
関西イノベーション 国際戦略総合 特区	730	複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件と同様の要件について提案主体にてご検討いただいている。	複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件と同様の要件について提案主体にて検討いただいていることから、提案主体からのご相談を受け次第、協議を行う予定。 また、現行法令体系で実施可能な部分については、実務を行うにあたり不明な点等の相談が提案主体からなされた場合には、相談に応じる予定。	指定自治体からの今後の協議を待って対応する。後段の「また」以降については、協議完了済み	
関西イノベーション 国際戦略総合 特区	781	平成25年2月4日付けで各地方厚生局長及び財務省関税局長宛にて特例措置通知(薬食発0204第4号及び第5号厚生労働省医薬食品局長通知)を发出し、関西国際空港に到着する医薬品等に係る薬監証明について、下記の特例措置を講ずることとした。 ①輸入者は、近畿厚生局に輸入報告書の必要書類を紙で提出する代わりに、関空特区協議会が提供する電子サービスを利用して薬監証明取得を行うことができることとし、押印は不要とする。 ②近畿厚生局は、関空特区協議会から提供されたパーソナルコンピューターの画面上で、電子サービスを利用して輸入者から提出された輸入報告書の確認を行い、「確認済」の処理を行うこととし、記名及び押印は不要とする。 ③大阪税関は、関空特区協議会から提供されたパーソナルコンピューターの画面上で、近畿厚生局で確認を行った輸入報告書(薬監証明)に関する情報を閲覧することにより通関の際の確認を行うこととし、輸入者からの紙での薬監証明の提示は不要とする。 平成25年4月1日から薬監証明の電子化実証実験開始。	—	—	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	平成24年春「国と地方の協議」の再掲								
						担当省庁の見解 (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			指定自治体の回答 (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			省庁見解	内閣府(事務局)コメント	内閣府整理
						対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
関西イノベーション国際戦略総合特区	782	製造販売(製造)用医薬品等輸入届に関する手続きの電子化と簡素化を図る。 あわせて、押印廃止をはじめとする様式の簡素化、添付書類の見直しを図るとともに、簡易な手続きミスや国の説明時間を低減させるため、ヘルプデスクの設置などサポート機能を強化する。 開港が定まる輸出入港となる近畿厚生労働省管内を対象に、実証実験事業として開始し、検証作業を進めながら、対象品目の段階的な拡張を図る。最終的には全国システムとしてNACCS(通関システム)への接続を想定する。	製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化、簡素化のための業事法施行規則の緩和	厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻薬対策課	業事法施行規則第94条、第95条 平成22年12月27日業食発第1227第6号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品等輸入監視協力依頼について」 別添「業事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」 平成22年12月27日財関第1345号通達「業事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」	B	平成24年度中	平成25年度から実証実験が進められるよう平成24年度中に必要な措置をとる。	① 実証実験を進めるためには、税関、厚生局等の関係機関の協力が必要であるため、自治体は関係機関と連携して進めていただきたい。 ② ①を条件として、実証実験を進められるよう、厚生労働省において具体的に特例措置等について検討を進める。	b	地元が提案する実証実験は、現在、国が検討を進めている業事法関連手続きの電子化を先導し、その導入を円滑ならしめるなど、国民経済にその成果が還元されるものである。ゆえに、より良い成果を得るためにも、権能を有する国と提案者である地方が協力し、実施すべき取組みと認識している。 今後、一刻も早い実験開始を望む企業等が多いことから、必要経費は原則、地元と受益者で負担することとしたが、上記認識は何ら変わるものではなく、国におかれても、同様の認識をいただいているものと理解している。 したがって本省と出先機関の円滑な調整や事務の効率的な見直し、必要な制度改正などの点で国として取組み、地元とともに効果的な実証実験となるよう尽力いただきたい。	B	自治体が要望する製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化、簡素化について、厚生労働省より検討するとの見解が示されたが、平成25年度から実証実験を行えるように、引き続き協議すること	II
関西イノベーション国際戦略総合特区	783	業監証明、製造販売(製造)用医薬品等輸入届に関する手続きの電子化・簡素化に続き、医薬品等を輸出するための医薬品製造又は輸入に係る輸出入届等製造・輸出入届手続きをターゲットとして、SaaS基盤を活用した実証実験システムとして電子化を図る。 あわせて、押印の廃止など手続きの簡素化を図る。	輸出入届等製造・輸出入届の電子化、簡素化のための業事法施行規則の緩和	厚生労働省 医薬食品局 審査課管理課	業事法施行令第74条 業事法施行規則第265条 平成20年11月11日業食審発第1111001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「輸出入届等製造・輸出入届の電子化・簡素化について」 平成22年12月27日業食発第1227第6号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品等輸入監視協力依頼について」 別添「業事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」 平成22年12月27日財関第1345号通達「業事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」	B	平成24年度中	平成25年度から実証実験が進められるよう平成24年度中に必要な措置をとる。	① 実証実験を進めるためには、税関、厚生局等の関係機関の協力が必要であるため、自治体は関係機関と連携して進めていただきたい。 ② ①を条件として、実証実験を進められるよう、厚生労働省において具体的に特例措置等について検討を進める。	b	地元が提案する実証実験は、現在、国が検討を進めている業事法関連手続きの電子化を先導し、その導入を円滑ならしめるなど、国民経済にその成果が還元されるものである。ゆえに、より良い成果を得るためにも、権能を有する国と提案者である地方が協力し、実施すべき取組みと認識している。 今後、一刻も早い実験開始を望む企業等が多いことから、必要経費は原則、地元と受益者で負担することとしたが、上記認識は何ら変わるものではなく、国におかれても、同様の認識をいただいているものと理解している。 したがって本省と出先機関の円滑な調整や事務の効率的な見直し、必要な制度改正などの点で国として取組み、地元とともに効果的な実証実験となるよう尽力いただきたい。	B	自治体が要望する輸出入届等製造・輸出入届の電子化、簡素化について、厚生労働省より検討するとの見解が示されたが、平成25年度から実証実験を行えるように、引き続き協議すること	II
関西イノベーション国際戦略総合特区	787	国内貨物の積載重量(40フィートコンテナ重量:約26トン、20フィートコンテナ重量:約22トン)を現状の外資コンテナの積載重量(40フィートコンテナ重量:3048トン、20フィートコンテナ重量:24トン)と同じ重量にまで引き上げ、併せて、国内貨物と外資貨物で積載重量基準が異なるために、国内の道路を通行するときは、各々で道路管理者への申請手続きが必要となっている。これを一本化し、簡素化を図る。	当該区域において離岸する民間事業者が実施する内航フェリー船による輸送について消費率向上のための国内貨物積載コンテナに関する手続き簡素化と積載重量の見直し	国土交通省 道路局道路 交通管理課	道路法第47条の2	F E	未定	平成24年度に検討を実施し、同年度内に検討の結論を出す予定。	自治体が提案する国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送にかかる特殊車両通行許可の簡素化について、実態を調査の上で必要な措置を検討する。 社会資本の長寿命化のため、道路構造体に過大な負担(荷重による疲労)をかけることとなる輸重緩和は現時点では対応困難。	d	3月1日の対面協議において、輸重緩和については、「現在、国で検討しており、24年度に結論を出す」とのことだったと記憶しております。 国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送に係る特殊車両通行許可の簡素化についても、引き続き検討をお願いします。	F E	国土交通省は自治体が要望する国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送にかかる特殊車両通行許可の簡素化について、実証に向けて検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、輸送状況について調査情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は国土交通省と改めて協議を行うこととする。 輸重緩和の実現に向けて、一旦協議は終了するが、自治体は、省庁の見解をふまえた上で、輸重緩和の実現のための具体的な方策を検討すること	I IV
グリーンアジア国際戦略総合特区	543	燃料電池車の水素充填圧力は35MPaから70MPaに移行しつつあるが、70MPa燃料電池車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る法整備がなされておらず、市街地に70MPa水素スタンドを建設することができない。 そこで、70MPa水素スタンドに係る法整備を実施する。	【70Mpa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び関係例示基準	A-2	平成24年度中	平成24年度中	本提案については、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行う予定である。	b	24年度中に確実な見直しをお願いしたい。	A-2	経済産業省は一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行うこととしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	544	水素スタンドには年1回の保安検査が義務付けられており、その中で、蓄圧器の開放検査(目視による内面観察と非破壊検査)を行うことが定められている。開放検査による休業期間は連続10日間に及び水素スタンド運営の大きな負担となっている。また、非破壊検査も大きな負担となっている。このため、安全を担保しつつ、適切な検査方法を定める必要がある。	【保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告知の指針】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	一般高圧ガス保安規則 第82条第3項	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が保安検査基準を策定し、平成24年度に高圧ガス保安協会は民間基準の評価を実施。国は安全性が確認された場合、措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が保安検査基準の検討を行っており、平成23年度に民間基準の検討を行っており、平成23年度中に民間基準が作成される予定である。平成24年度に、同民間基準案についての高圧ガス保安協会の技術基準への適合性評価が行われる予定であり、その結果、安全性が確認された場合、国は例示基準の改正を行う予定である。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施することとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	545	圧縮水素輸送自動車(水素トレーラー)用容器として使用するCFRP製複合容器について、現状、使用可能上限圧力が35MPaに制限されているが、これを45MPaとする。これにより、一度に輸送可能な水素ガス量を増加させ、水素ステーションの運用性向上と水素運搬効率向上をはかる。	【圧縮水素輸送自動車用複合容器の最高充填圧力引き上げ(35Mpa→45Mpa)のための例示基準の改正】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	容器保安規則及び関係例示基準	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が保安検査基準を策定。平成24年度に高圧ガス保安協会は民間基準の評価を実施。国は安全性が確認された場合、措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が最高充填圧力45MPaの圧縮水素輸送自動車用複合容器の民間基準の検討を行っており、平成23年度中に民間基準案が作成される予定である。平成24年度に、同民間基準案についての高圧ガス保安協会の技術基準への適合性評価が行われる予定であり、その結果、安全性が確認された場合、国は例示基準の改正を行う予定である。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施することとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	546	安全弁として、溶栓式安全弁に加え高圧への対応性に優れた熱作動式安全弁を使用可能とする。	【圧縮水素輸送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁(ガラス球式)を追加するための付属品の例示基準の改正】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	容器保安規則及び関係例示基準	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が保安検査基準を策定。平成24年度に高圧ガス保安協会は民間基準の評価を実施。国は安全性が確認された場合、措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が熱作動式安全弁(ガラス球式)の民間基準の検討を行っており、平成23年度中に民間基準が作成される予定である。平成24年度に、同民間基準案についての高圧ガス保安協会の技術基準への適合性評価が行われる予定であり、その結果、安全性が確認された場合、国は例示基準の改正を行う予定である。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施することとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
関西イノベーション国際戦略総合特区	782	薬監証明の電子化等に係る協議終了後も製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化等の実証実験について、引き続き自治体及び関係機関と検討を進めてきたところ。なお、自治体からは、平成25年度春協議において具体的な再提案がなされている。	製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化等に係る電子化実証実験については平成25年4月30日に自治体からの提案内容について協議を行った。電子化実証実験実施に向けて、引き続き、自治体と調整を行う。	引き続き自治体と協議を行い、平成25年9月までに協議を終了する予定。	
関西イノベーション国際戦略総合特区	783	薬監証明の電子化等に係る協議終了後も、輸出用医薬品等製造・輸入届の電子化等の実証実験について、引き続き自治体及び関係機関と検討を進めてきたところ。なお、自治体からは、平成25年度春協議において具体的な再提案がなされている。	輸出用医薬品等製造・輸入届の電子化等に係る電子化実証実験については、上記782「製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化等に係る電子化実証実験」の協議結果を踏まえ、必要に応じて自治体と協議をする。	上記782「製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化等に係る電子化実証実験」の協議結果を踏まえ、必要に応じて自治体と協議を行い、平成25年9月までに協議を終了する予定。	
関西イノベーション国際戦略総合特区	787	国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送に係る特殊車両通行許可申請の手続簡素化について、具体的措置を検討するため、8月に車種、経路数、経路パターンの実態調査を実施し、9月に調査の結果の取りまとめを行った。ご提案にある申請経路が同一の場合であっても積載基準が異なるために国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送に係る特殊車両通行許可申請が各々必要となるのは、調査の結果、申請経路が同一となる申請はほとんどない状況であった。手続一本化には、申請を受けた自治体等の道路管理者において事務処理を別途行ってもらう必要があるが、申請がほとんどない状況であるため、引き続き、ご提案の申請ニーズを指定自治体とともに把握しつつ、指定自治体の求めに応じて調査を実施することとなった。	平成24年8月から平成25年3月にかけて、数度に渡って省庁・指定自治体の間でメール・電話による協議を実施	平成25年3月	
グリーンアジア国際戦略総合特区	543	平成24年11月26日付け経済産業省令第85号により、一般高圧ガス保安規則等を改正し、70MPa水素スタンドに係る技術基準を制定した。また、平成24年12月26日付け20121204商局第6号等により、一般高圧ガス保安規則等の例示基準を改正し、70MPa水素スタンドに係る例示基準を制定した。	今後、必要があれば再協議を行う。	協議自体は終了。	・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	544	平成23年度に水素供給関連事業者を含む民間団体等は、経済産業省、高圧ガス保安協会等のコメント及びアドバイスを参考に、水素スタンドに係る保安検査基準案を作成した。民間団体等は保安検査告示の指定を受けるための申請の準備作業中であり、当省に民間団体等から申請がされ次第、当該基準の安全性に関する審査を行う予定。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	平成25年度中に民間団体等が保安検査基準を作成し、経済産業省に申請後、保安検査規格審査小委員会において審査を行う。審査結果を受けて、経済産業省は、安全性を確認した場合には、平成26年3月までに民間団体等が作成した保安検査基準を保安検査の方法として告示で指定するよう努める。	・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	545	平成23年度に民間団体等は、高圧ガス保安協会の参画を得つつ、経済産業省が実施する技術開発及び有識者会議の経過を踏まえて、最高充填圧力45MPaの圧縮水素運送自動車用複合容器に係る民間自主基準案を作成した。平成24年度に民間団体等は、圧縮水素運送自動車用複合容器に係る民間自主基準を制定した。基準制定後、使用材料に関する新たな知見が得られたことから、当該民間自主基準の改正について検討を行った。引き続き、平成25年度については、民間団体等が当該民間自主基準を改正した後、高圧ガス保安協会に民間自主基準を提出し、高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出された民間自主基準について、技術基準への適合性評価を実施予定。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	平成24年度中に民間団体等が民間自主基準を作成し、平成25年度中に高圧ガス保安協会に提出する予定。高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出された民間自主基準について、平成25年度中に技術基準への適合性評価を実施する予定。経済産業省は、評価結果を受けて、安全性を確認した場合には、平成26年3月までに例示基準の改正を行うよう努める。	・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	546	平成23年度に水素供給関連事業者を含む民間団体等は、経済産業省、高圧ガス保安協会の助言を得て有識者会議を実施し、圧縮水素運送自動車用複合容器用の熱作動式安全弁(ガラス球式)の民間基準の検討を行ったが、別途、検討の過程において国際基準調和(HFCV-gtr)の取組によって安全弁の技術基準が平成25年度中に採択される予定となったため、平成24年度に民間団体等はHFCV-gtrの採択状況に合わせて検討を行った。また、平成25年度に、民間団体等は当該安全弁に係る民間自主基準の策定と必要に応じて、民間自主基準の安全性を検証するための実験データを取得する予定。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	HFCV-gtrが採択され、平成25年度中に民間団体等が民間自主基準を作成、経済産業省に提出後、経済産業省は、安全性を確認した場合には、平成27年3月までに例示基準の改正を行うよう努める。	・組織改編に伴う担当課室の変更

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	平成24年春「国と地方の協議」の再掲					指定自治体の回答 (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	省庁見解	内閣府(事務局)コメント	内閣府整理	
						担当省庁の見解 (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施、A-2:全国展開で実施、B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等に対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応					理由等
						対応	実施時期	スケジュール							
グリーンアジア国際戦略総合特区	549	ガソリンセルフスタンドと同レベルの安全管理体制を整備し、充填設備についても十分な安全性を確保した上で、有資格者の監視のもと、水素スタンドにおいて一般ドライバーによる水素ガス充填(セルフ充填)を可能にする。最終的には、セルフガソリンスタンドとセルフ水素スタンドの併設を可能とする。	【セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	高圧ガス保安法	B	—	—	圧力の高さに伴う、危険性を有する高圧ガスについては、高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造の許可を受けた事業者の指揮命令系統内の従業者のみが、保安教育等必要な管理の下で高圧ガス設備を操作することを義務付けており、許可を受けた事業者の指揮命令系統外の者が、高圧ガス設備の操作を行うことを想定していない。一般のドライバーが高圧であるのみならず可燃性、爆発性も有する水素ガスに関する知識や経験がないことに加え、高圧ガス設備の安全に関する教育を受けていないため、一般のドライバーが高圧ガス設備を操作することは自らの生命のみならず公共の安全をも脅かす極めて危険な行為である。このような者が高圧ガス設備を操作し現在ガソリンで行われているような水素のセルフ充填を行うことは、保安上の観点から認められない。なお、提案内容については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成24年度までに民間団体等が、水素スタンドにおけるセルフ充填に必要な充填者への教育、マニュアルを必要としない安全な充填手法、安全確保のためのシステム、設備、水素スタンドの稼働実績等の必要要件について検討し、データ取得・整理を行うこととしているが、現時点では検討を開始した段階であり方向性が固まっていない。これら必要要件の検討は非常に困難であると思われるが、ここで一般のドライバーが設備の操作に事実上関わらない全自動の安全な充填方法・装置が開発できれば、セルフ充填の一段階として認められ得る。	b	民間団体等の取り組みの成果が、将来のセルフ充填実現に確実に結び付けられるよう、今後も助言をお願いしたい。	経済産業省は、一般のドライバーが設備の操作に事実上関わらない全自動の安全な充填方法・装置が開発できれば、セルフ充填の一段階として認められ得るとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I		
グリーンアジア国際戦略総合特区	551	FCV普及時を考えると、FCVIにおいても、現在のガソリン車と同様の比率で路上でのガス欠が想定される。(JA-Fロードサービスの20%はガス欠による立ち往生への対応として、レスキュー目的に限定し、公道上でFCVの充填作業が可能となるよう必要な措置を検討する。	【公道でのガス欠対応のための充填場所の確保】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	一般高圧ガス保安規則第12条	B	—	—	安全性が確認できないため、公道での自由な充填は認めることはできないが、①レッカー車等でガス欠車を水素スタンドまで移動させて充填する。②車が走行する部分から5メートル以上の距離をとり、都道府県知事にあらかじめ届け出た場所において充填することにより対応が可能と考えられる。高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造、消費等について火災からの保安距離を定めており、一般高圧ガス保安規則第12条第2項第1号及び第6号において、第二種製造者等の処理施設に設置する高圧ガスの容器への充填は、火災(車のエンジン)を取り扱う場所から5メートル以内でないこと。また、移動式製造設備を用いた充填にあつては車両に固定した容器には充填しないことを規定している。これら規定は容器への充填時には高圧ガスの漏れや噴出の可能性があるため、周囲の保安確保の観点から規定されているものである。規制を緩和した場合の安全性が確認できない限り、公道での自由な充填は認めることはできない。なお、提案内容については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成24年度までに民間団体等が公道でのガス欠に対応するために必要となる安全な水素充填方法について検討し、その結果必要とされた技術開発・安全性評価研究並びにガス欠対応のための所要の体制整備の検討を行うこととしている。	b	民間団体等の取り組みの成果が、将来の公道でのガス欠対応のための充填の実現に確実に結び付けられるよう、今後も助言をお願いしたい。	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成24年度までに民間団体等が公道でのガス欠に対応するために必要となる安全な水素充填方法について検討し、その結果必要とされた技術開発・安全性評価研究並びにガス欠対応のための所要の体制整備の検討を行うこととしている。	I		
グリーンアジア国際戦略総合特区	552	現状の法規では、水素スタンドからCNGスタンドに対しては6mの設備間距離を設けることが求められており、緩和措置が無い。海外製品を輸入して使用することが困難・水素スタンド建設コスト低減が難しい。そこで、欧米並みの設計係数を採用することで、収容できる水素スタンドの数を増やせる。また、水素スタンドの構造を簡素化することで、設備間距離を緩和することが可能となる。CNGスタンドが3分の1程度に縮減される。	【CNGスタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第12号、関係例示基準	B	平成25年度以降	平成24年度までに民間団体等による検討、平成25年度以降、省令等への取り込みの可否について検討	高圧ガス保安法では、一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第12号において、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備と6メートル以上の距離(設備間距離)を有することを規定している。現在の設備間距離の基準を満たさない場合には、延焼、誘爆を防止する措置や災害時に消火活動を行うための空間の確保等が可能な十分な代替措置を講じ、省令等への取り込みの可否について検討	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成25年以降に省令及び例示基準への取り込みの可否について検討を行うこととしており、既に検討を開始しているとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I		
グリーンアジア国際戦略総合特区	554	日本では、欧米に比較してより大きな設計係数を採用、以下の問題が生じている。 ・配管・バルブ等が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性が出ない ・海外製品を輸入して使用することが困難 ・水素スタンド建設コスト低減が難しい そこで、欧米並みの設計係数にて水素スタンドを建設できるように、省令・例示基準等の見直しを図る。	【設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続きの簡略化】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第13号、特定設備検査規則第14条、関係例示基準	B	平成25年度	平成24年度までに民間団体等による検討、平成25年度、高圧ガス保安協会を規格化を実施	平成22年度に閣議決定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が、民間基準案を作成するとともに、大臣特認、配管に係る事前詳細の手続き等を行うこととしている。この成果を踏まえ、平成25年度に、高圧ガス保安協会は、基準化を行うこととしている。なお、現在でも特定設備検査規則第14条に規定する材料の許容応力についての安全率は、同規則第51条に規定する特殊な設計による特定設備についての特例により、危険のおそれがないと認められる場合には、大臣特認を受けて緩和することが可能である。また、一般高圧ガス保安規則の技術基準に関する例示基準第8項のボンプ、圧縮機等の材料の供用引張応力に関する安全率については、高圧ガス保安協会の実施する詳細基準事前評価により、技術基準に適合していると認められた場合には、緩和することが可能である。なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	経済産業省は、平成22年度に閣議決定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I		
グリーンアジア国際戦略総合特区	555	水素スタンドで使用可能な鋼材は、現状、極めて限定されており、以下の問題が生じている。 ・配管・バルブ等が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性が出ない ・海外製品を輸入して使用することが困難 ・水素スタンド建設コスト低減が難しい そこで、使用可能な鋼材の拡大をはかる。	【例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第14号、関係例示基準	B	平成25年度	平成24年度までに民間団体等による検討、平成25年度、高圧ガス保安協会の適合性評価を踏まえ例示基準を改正	高圧ガス保安法においては、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第14号においてガス設備に使用する材料は鋼材の種類等に応じて安全でなければならぬことを規定しており、現在の例示基準において圧縮水素スタンド(35MPa)で使用可能な鋼材としてSUS316Lを定めている。なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が、使用可能鋼材の拡大に係る民間基準案を作成中であり、平成25年度に高圧ガス保安協会が当該民間基準案についての技術基準への適合性評価を踏まえ、安全性が確認された場合には、例示基準の改正を行うこととしている。なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I		
グリーンアジア国際戦略総合特区	556	70MPa水素スタンドでは、肉厚となる鋼製蓄圧器の使用が大幅なコストアップ要因の一つ。海外では、複合蓄圧器を蓄圧器として利用し、コストを低減している。しかしながら、現行の高圧ガス保安法では、鋼製の蓄圧器のみが規定されており、複合蓄圧器を蓄圧器として利用することは認められていない。そこで、必要な法整備及び技術基準の策定を行い、複合蓄圧器を蓄圧器として利用することを可能とする。	【水素スタンド蓄圧器への複合蓄圧器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	容器保安規則、特定設備検査規則	B	平成25年度	平成24年度までに民間団体等が民間基準案を作成する。平成25年度に高圧ガス保安協会が民間基準案等を参考に基準を作成	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が、蓄圧器への複合蓄圧器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化に向けた民間基準案の検討を行っており、平成24年度に民間基準案が作成される予定である。この成果を踏まえ、平成25年度に、高圧ガス保安協会において民間基準案や海外の規格等を参考に、技術基準適合手続きのための基準を作成する予定。なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I		
グリーンアジア国際戦略総合特区	557	これまで高圧ガス保安法の省令の改正により、水素スタンドについて保安距離短縮などの見直しが行われてきた。しかしながら、以下の理由から、一層の保安距離の短縮を実現したい。 ・土地代減額によるスタンドコスト(固定費)の抑制 ・用地選定の容易化 ・ガソリンスタンド等との併設の容易化 ・ティンペンサーと公道の距離を、現行の6mから4m(ガソリンスタンド並み)に短縮。	【公道とティンペンサーとの距離に係る障壁等の代替措置の創設】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第2号、第2項第3号、関係例示基準	B	平成25年度	平成23年度までに民間団体等が実験データの取得を行う。平成24年度に安全性の検証を行い、安全性が確認できれば省令を改正し、平成25年度に例示基準を改正する。	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成23年度までに民間団体等が、公道とティンペンサーとの距離に係る障壁等の代替措置についての研究及び当該代替措置の安全性を検証するための実験データの取得を行い、経済産業省は、当該データの安全性が確認された場合には、平成24年度に省令を改正し、平成25年度に例示基準の改正を行うこととしている。なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I		

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
グリーンアジア国際戦略総合特区	549	平成23年度に水素供給関連事業者を含む民間団体等は、経済産業省、高圧ガス保安協会の助言を得て有識者会議を実施し、水素スタンドにおけるセルフ充填に必要な充填する者の教育やマニュアルを必要としない安全な充填手法、安全確保のためのシステム、設備、水素スタンドの稼働実績等の必要要件について検討を行った。平成24年度も民間団体等は引き続き検討し、データ取得・整理を行った。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	平成24年度の民間団体等で検討において、一般のドライバーが設備の操作に事実上関わらない全自動の安全な充填方法・装置を開発は、技術的に困難であることから、今後の水素スタンドの普及による実績の積み上げや燃料電池自動車が社会的な信頼を得る等の環境が整った段階で、改めて民間団体等が要望を提出することになった。	・様式1(総務省)あり ・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	551	平成25年度に民間団体等は、経済産業省、高圧ガス保安協会の助言を得て、有識者会議を開催し、特定多数の場所においてガス欠対応の充填を行うための検討を実施予定。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	民間団体等により、特定多数の場所においてガス欠対応の充填を行うための設備を整備し、ガス欠対応の充填事例を蓄積して、不特定の場所における充填の実現に向けた安全性の検証が行われた場合、平成26年度から、経済産業省は検討を開始する。	・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	552	平成23年度に民間団体等は、高圧ガス保安協会の参画を得て、検討すべき項目の抽出、CNGスタンドにおける事故の分析、拡散燃料解析の結果を踏まえた分析等を行った。平成24年度に民間団体等は引き続き、安全性の担保に係る考えを整理・検討・評価し、技術基準案を作成した。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	平成25年4月より省令及び例示基準への取り込みについて検討を開始。	・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	554	平成23、24年度に民間団体等は、高圧ガス保安協会の参画を得つつ、経済産業省が実施する技術開発及び有識者会議の経過を踏まえて、設計係数の低い特定設備並びに配管等に係る技術基準案を作成した。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	民間団体等が設計係数の低い特定設備並びに配管等に係る技術基準案を作成し、高圧ガス保安協会に提出された場合、高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出された技術基準案を踏まえて、KHK0220(2004)超高圧ガス設備に関する基準の改正(あるいは水素スタンド関係設備のための別の基準の策定)を平成26年3月までに行うよう努める。	・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	555	平成23、24年度に民間団体等は、高圧ガス保安協会の参画を得つつ、経済産業省が実施する技術開発及び有識者会議の経過を踏まえて、使用可能鋼材の拡大に係る技術基準案を作成するとともに、当該基準に係る鋼種を拡大するための実験データの取得及び使用可能鋼材の拡大に係る技術基準案を作成した。経済産業省は、平成24年12月26日20121204商局第6号等により、一般高圧ガス保安規則等の例示基準を改正し、70MPa水素スタンドで安全に使用可能な鋼材を例示した。	今後、必要があれば再協議を行う。	協議自体は終了。	・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	556	平成23年度に民間団体等は、高圧ガス保安協会の参画を得つつ、経済産業省が実施する技術開発及び有識者会議の経過を踏まえて、水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に係る技術基準案を作成するとともに、当該基準の安全性を検証するための実験データの取得を行った。平成24年度に民間団体等は、引き続き、水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に係る技術基準案を作成し、当該基準の安全性を検証するための実験データを取得した。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	民間団体等が、水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に係る技術基準案を作成、安全性を検証するためのデータを取得し、高圧ガス保安協会に提出された場合、高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出されたデータ等を基に、ASME Sec.X等を参考に技術基準を平成26年3月までに策定するよう努める。	・組織改編に伴う担当課室の変更
グリーンアジア国際戦略総合特区	557	平成23年度に民間団体等は、経済産業省、高圧ガス保安協会の助言を得て有識者会議を実施し、公道とディスプレイとの距離に係る障壁等の代替措置についての研究を行った。その結果、公道とディスプレイの間に障壁等を設けることにより距離の短縮は可能となるもの、著しく利便性を損なうとともに視認性の確保もできないことから、障壁を代替措置とすることは見送ることとなった。平成24年度は、民間団体等は、海外の基準等を調査し、公道とディスプレイとの距離と安全性に関する考え方を整理した。平成25年度から、民間団体等は、公道とディスプレイとの距離短縮に向けたデータ取得・整理を行い、技術基準案の策定に向けた取り組みを開始予定。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	平成25年度中に民間団体等が公道とディスプレイとの距離に係る検討を進め、安全性を検証した実験データ等を取得し、技術基準案を作成予定。経済産業省は、技術基準案作成の進捗状況を踏まえながら検討を行う。	・組織改編に伴う担当課室の変更

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	平成24年春「国と地方の協議」の再掲									
						担当省庁の見解 (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			指定自治体の回答 (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			省庁見解	内閣府(事務局)コメント	内閣府整理	
						対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等				
グリーンアジア国際戦略総合特区	558	FCVの高圧水素容器への水素のフル充電に関する日本の基準は、海外に比べて理論上最大15%程度水素の充填量が少なく、FCVの高タンク距離が短い。国際基準調和を図るべく容器保安規則の見直しを実施し、燃料電池自動車への海外型の水素充填を可能にする。 また、容器則(車側)見直しにあわせて、一般則(スタンド側)の見直しを進め、既存実験データにより安全が担保される範囲内で、充填圧力を引き上げる。	【フル充填に向けた最高充填圧力の変更と明示基準の改正】	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則第7条の3、容器保安規則第2条第25号	B	平成25年度	平成24年度までに民間基準を策定。平成25年度に高圧ガス保安協会との協議を行い、安全性が確認できれば省令等を改正する	高圧ガス保安法では、容器保安規則において高圧ガス容器には最高充填圧力を超過して充填してはならないことを規定している。圧縮水素自動車用燃料装置用容器の最高充填圧力については、保安の観点から、実験データ等による科学的根拠に基づいた安全性が確認できない限り、引き上げは出来ないと考える。 なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が容器の最高充填圧力の70MPaから75MPaへの引き上げ等に係る例示基準を検討中である。平成25年度に高圧ガス保安協会が当該民間基準案についての技術基準への適合性評価等を行い、安全性が確認できれば、平成25年度に省令及び例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と協議を行うこと。	I	
札幌コンテンツ特区	477	<映像制作に係る在留資格の明確化と在留期間更新手続きの緩和> ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長)を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定める。 ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間更新につき身元引受企業が責任を負うことを条件に手続きを簡素化する。	◆出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和) 【札幌市: 札幌コンテンツ特区】 ○札幌でロケをする映像製作者の入国の際の「興行」の日本人との同等報酬要件の緩和	法務省入国管理企画室	出入国管理及び難民認定法	F	—	—	札幌市の提案が ○外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、現状における外国のロケ隊の本邦在留の実態等を踏まえ明確化すること ○特に、外国のロケ隊が本邦内で活動するには必要な生活費や帰国費を含めて雇用主等から手当が支給されることが通常であり、在留審査に当たってはこうした手当も評価することであることを前提に、法務省において外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、厚生労働省も関係省庁として引き続き札幌市と協議を行う。	a	貴省で行う外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準についての整理に資する情報提供を今後も実施するとともに、リエゾン・オフィサーが外国のロケ隊に帯同する等外国のロケ隊の本邦における活動の適正を担保する制度構築することで、外国のロケ隊を円滑に受け入れる仕組みについて、継続的な協議のほどよろしくお願いたします。	F	札幌市は法務省に対して外国のロケ隊の在留状況等の情報提供を引き続き行い、法務省は外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理すること。札幌市は、法務省から提示された内容を踏まえ、外国のロケ隊の円滑な受け入れが可能であるか再度検討を行うこと。	II	
札幌コンテンツ特区	477	<映像制作に係る在留資格の明確化と在留期間更新手続きの緩和> ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長)を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定める。 ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間更新につき身元引受企業が責任を負うことを条件に手続きを簡素化する。	◆出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)	厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課	出入国管理及び難民認定法	F	—	—	札幌市の提案が ○外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、現状における外国のロケ隊の本邦在留の実態等を踏まえ明確化すること ○特に、外国のロケ隊が本邦内で活動するには必要な生活費や帰国費を含めて雇用主等から手当が支給されることが通常であり、在留審査に当たってはこうした特別の手当も評価することであることを前提に、法務省において外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、厚生労働省も関係省庁として引き続き札幌市と協議を行う。	a	法務省で行う外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準についての整理に資する情報提供を今後も実施するとともに、リエゾン・オフィサーが外国のロケ隊に帯同する等外国のロケ隊の本邦における活動の適正を担保する制度構築することで、外国のロケ隊を円滑に受け入れる仕組みについて、継続的な協議のほどよろしくお願いたします。	F	厚生労働省は、札幌市と法務省が行う協議に必要に応じて協力すること。	II	
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	127	① 通所リハビリテーション事業所(介護予防含む)について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携を以て事業実施を可能とする。 ② 訪問リハビリテーション事業所(介護予防含む)について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携を以て事業実施を可能とする。 ③ 歯科衛生士のみの事業所からの訪問口腔ケアで介護報酬の算定を可能とする。 ④ 高齢者(通常高齢者、虚弱高齢者、要支援・要介護高齢者)を対象とする、「リハビリ、口腔ケア及び安楽ケア」といった疾病予防・介護予防サービスを包括的に提供する訪問型及び通所型の事業所の創設を可能とする。 ⑤ 当該事業は、市民の介護予防・疾病予防に対する意識啓蒙の観点から地域支援事業の財源を活用することとしており、介護保険の2号被保険者にもサービス提供を可能とするため、当該包括的介護予防・介護予防事業所のサービス提供に要する財源にも活用を可能とする。	リハビリテーション事業所における地域包括的介護予防・介護予防拠点の創設	厚生労働省 健康老人保健課 医療政策課	介護保険法第8条第8項、介護保険法施行規則第12条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第77条、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について、介護保険法第115条の44第1項第1号	B	平成24年度中	①通所リハビリテーション事業所については、状態像の異なる利用者に安全にリハビリテーションを提供する観点から、医療提供施設に限定しているところ。そのため、医療提供施設以外でサービスを提供するには、サービスの質や安全性の担保のための方策について、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく必要がある。具体的には、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や、事業所に非常勤の医師を配置する等の要件を課すことを検討中。(省令改正が必要) ②訪問リハビリテーション事業所については、状態像の異なる利用者に安全にリハビリテーションを提供する観点から、医療提供施設に限定しているところ。そのため、医療提供施設以外でサービスを提供するには、サービスの質や安全性の担保のための方策について、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく必要がある。具体的には、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や、事業所に非常勤の医師を配置する等の要件を課すことを検討中。(省令改正が必要) ③歯科衛生士の居宅療養管理指導については、状態像の異なる利用者に安全に口腔ケアを提供する観点から、歯科医師と同一の医療機関の歯科衛生士の提供に限定しているところ。そのため、歯科衛生士のみの事業所においても外部の医療機関との連携により、サービスの質や安全性の担保が可能か、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく。(解釈通知の改正が必要) ④①から③が可能となれば、必要な財源が確保されるため、対応の必要はない。	a	サービスの質や安全性の担保のための方策について引き続き協議していきたい。	B		II		
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	520	70MPa水素スタンドに係る法整備を実施することで、70MPa水素スタンドの市街地への建設と、2015年のFCV普及開始に先立つ水素スタンドの整備促進を図りたい。	70MPa水素スタンドに係る法整備	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準	A-2	平成24年度中	平成24年度中	本提案については、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行う予定である。	a	平成24年度中の改正に向けて、引き続きの検討・調整をお願いしたい	A-2		I	
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	523	安全を担保しつつ、保安検査の簡略化を念頭に、適切な検査方法の規定をお願いしたい。	水素スタンドに係る保安検査の簡略化	経済産業省 商務流通保安G高圧ガス保安室	一般高圧ガス保安規則 第2条第3項	B	平成24年度中	平成23年度中に民間団体等が保安検査基準案を策定し国へ提出、安全性が確認できれば平成24年度中に措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成23年度に民間団体等が保安検査基準案の検討を行っており、同基準案が当面へ提出されれば、当省に設置している高圧ガス保安検査規格審査小委員会において安全性の検討を行い、安全が確認された場合、平成24年度に保安検査の方法として告示で定める予定である。	a	平成24年度中の改正に向けて、民間団体も検討を進めているので、国におかれても、同年度中の改正に向けて、引き続きの検討・調整をお願いしたい	B	本項目は、「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」の計画に従い、提案内容について安全性が確認できた場合のみ実現可能であることに留意が必要。仮に実現が困難となった場合には、改めて協議を行うこととする。	I	
京都市地域活性化総合特区	879	働きながら日本料理を学ぶためのピザの要件緩和	働きながら日本料理を学ぶためのピザの要件緩和 【京都市等: 京都市地域活性化総合特区】 ○働きながら日本料理を学ぶための在留資格の創設	法務省入国管理企画室	出入国管理及び難民認定法	B	京都市の検討状況による	京都市の検討状況による	以下のような条件が満たされた場合に、いわゆる単純労働者の受入や不法就労の増加につながらないよう適切な制度構築を行うことを目的として、厚生労働省と協議しつつ法務省において在留資格「特定活動」の特例を設けることを検討する。 ○対象となる外国人は外国のレストラン又はホテル等の事業を営む事業体において一定年数以上調理の業務に従事している者であること(オーナーシェフを含む) ○京都市等の策定する総合特区計画に基づき、日本の伝統文化である会席料理の調理及び同料理に付随する業務に従事しながら会席料理を修得するための研修を受けることを目的として、入国・在留すること ○研修は、派遣元国における業務の一環として、当該事業体と本邦の機関との間の契約・覚書等に基づいて派遣されること ○帰国担保措置を講ずること ○日本人と同等級以上の報酬を受けること ○入管法令、労働関係法令、社会保険関係法令等の国内関係法令を遵守すること ○一年を超えない範囲の期間とすること ○特区計画において指定された実施機関において研修を行うこと	b	提示いただいた条件について、実態も十分に踏まえつつ、速やかに検討して参りますので、提案内容の早期実現に向け、引き続き協議をお願いしたいと考えております。	B	自治体が要望する働きながら日本料理を学ぶためのピザの要件緩和について、6月を以て、自治体は省庁側から提示されている策定方法や期間、適切な実施体制などを明らかにした上で、法務省・厚生労働省と引き続き協議すること。	II	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
グリーンアジア国際戦略総合特区	558	平成23年度に民間団体等は85℃、125%での充填を想定した高圧水素容器(70MPa)の環境曝露試験を実施し、安全性の検証に資するデータを取得した。平成24年度に民間団体等は、必要があれば、民間基準(省令改正・例示基準案・最高充填圧力の引上げ、容器附属品の設計確認試験を含む)を作成し、実験データの補強を行う予定。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	民間団体等が、民間基準(省令改正・例示基準案・最高充填圧力の引上げ、容器附属品の設計確認試験を含む)を作成し、高圧ガス保安協会に提出された場合、高圧ガス保安協会は、平成25年度中に当該民間基準について、技術基準としての技術的妥当性に関する評価を実施する予定。経済産業省は、評価結果を受けて、安全性を確認した場合、平成26年3月までに令及び例示基準の改正を行うよう努める。	・組織改編に伴う担当課室の変更
札幌コンテンツ特区	477	当省において、外国のロケ隊が本邦に入学する際の在留資格及びその審査基準について整理を行い、省内案を取りまとめているところ。今後、関係省庁である厚生労働省と協議を行った上で、札幌市と協議を行う予定。	外国のロケ隊が本邦に入学する際の在留資格及びその審査基準について、今後、関係省庁である厚生労働省との協議を踏まえ、札幌市と協議を行う予定。	関係省庁及び札幌市との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、早い時期(平成25年11月ごろ)を目途として、協議を終了できるように努める。	
札幌コンテンツ特区	477	法務省において、外国のロケ隊が本邦に入学する際の在留資格及びその審査基準について整理を行い、法務省内案を取りまとめているところ。今後、関係省庁である当省と協議を行った上で、札幌市と協議を行う予定。	外国のロケ隊が本邦に入学する際の在留資格及びその審査基準について、今後、関係省庁である当省との協議を踏まえ、札幌市と協議を行う予定。	関係省庁及び札幌市との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、早い時期(平成25年11月ごろ)を目途として、協議を終了できるように努める。	
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	127	①の特例措置については、サービスの質や安全性の担保のための方策について、自治体と意見交換を行い、検討しているところである。 ②の特例措置については、「厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令(平成25年内閣府令・厚生労働省令第1号)」(平成25年3月4日公布・施行)で制定した。 ③の特例措置については、「総合特別区域における「歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業」等について(平成25年3月4日付け老老発0304第1号)」で制定した。	① 引き続き協議 ②・③ 協議終了	① 未定 ②・③ 既に終了	
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	520	平成24年11月26日付け経済産業省令第85号により、一般高圧ガス保安規則等を改正し、70MPa水素スタンドに係る技術基準を制定した。また、平成24年12月26日付け20121204商局第6号等により、一般高圧ガス保安規則等の例示基準を改正し、70MPa水素スタンドに係る例示基準を制定した。	協議自体は終了。	協議自体は終了。	・組織改編に伴う担当課室の変更
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	523	平成23年度に水素供給関連事業者を含む民間団体等は、経済産業省、高圧ガス保安協会等のコメント及びアドバイスを参考に、水素スタンドに係る保安検査基準案を作成した。民間団体等は保安検査告示の指定を受けるための申請の準備作業中であり、当省に民間団体等から申請がされ次第、当該基準の安全性に関する審査を行う予定。	協議の結果、自治体の要望に関する検討を取り進めているところである。今後、必要があれば再協議を行う。	平成25年度中に民間団体等が保安検査基準を作成し、経済産業省に申請後、保安検査規格審査小委員会において審査を行う。審査結果を受けて、経済産業省は、安全性を確認した場合には、平成26年3月までに民間団体等が作成した保安検査基準を保安検査の方法として告示で指定するよう努める。	・組織改編に伴う担当課室の変更
京都市地域活性化総合特区	879	事業主体である京都市からの再検討結果を踏まえ当省及び厚生労働省において取りまとめた方針案について、京都市の合意を得たところ。現在、内閣府及び当省において具体的な法的整備の検討を行っている。今後、法的事項については関係省庁である厚生労働省とも協議を行いつつ、同法的事項を踏まえた京都市側の実施要領等についても、関係省庁である厚生労働省とともに、引き続き京都市との建設的な協議を行うこととしている。	今後、法的事項の整理と併わせ、実施要領等について、関係省庁である厚生労働省とともに、引き続き京都市と建設的な協議を行うこととしており、京都市には実施要領等の作成に向けた検討を求めているところ。	今後も京都市との協議が見込まれることから、協議終了時期を明記することはできないが、早い時期(平成25年11月ごろ)を目途として、協議を終了できるように努める。	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	平成24年春「国と地方の協議」の再掲								
						担当省庁の見解 (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施、A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等に対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			指定自治体の回答 (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			省庁見解	内閣府(事務局)コメント	内閣府整理
						対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
京都市地域活性化総合特区	879	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	出入国管理及び難民認定法	B	京都市の検討状況による	京都市の検討状況による	以下のような条件が満たされた場合に、いわゆる単純労働者の受入や不法就労の増加につながらないよう適切な制度構築を行うことを目的として、厚生労働省と協議しつつ法務省において在留資格「特定活動」の特例を設けることを検討する。 ○対象となる外国人は外国のレストラン又はホテル等の事業を営む事業体において一定年数以上調理の業務に従事している者であること(オーナーシェフを含む) ○京都市等の策定する総合特区計画に基づき、日本の伝統文化である会席料理の調理及び同料理に付随する業務に従事しながら会席料理を修得するための研修を受けることを目的として、入国・在留すること ○研修は、派遣元国における業務の一環として、当該事業体と本邦の機関との間の契約・覚書等に基づいて派遣されること ○帰国研修措置を講じること ○日本人と同等以上の報酬を受けること ○入管法令・労働関係法令・社会保険関係法令等の国内関係法令を遵守すること ○一年を超えない範囲の期間とすること ○特区計画において指定された実施機関において研修を行うこと	b	提示いただいた条件について、実態も十分に踏まえつつ、速やかに検討して参りますので、提案内容の早期実現に向け、引き続き協議をお願いしたいと考えております。	B	自治体が要望する働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和について、6月を以て、自治体は省庁側から提示されている運営方法や期間、適切な実施体制などを明らかにした上で、法務省・厚生労働省と引き続き協議すること。	II
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン」東佐野市域「地域活性化総合特区	883	次の要件を満たす医療機関を対象に、本地域りんくうタウン内に限定して、特定病床の特例に係る手続のうち、厚生労働省との協議・同意を不要とする。 (要件) ・高度ながん医療を提供できる医療機関であること。 ・国内外の医療ニーズに対応できる医療機関であること。	特定病床設置に係る手続の緩和【高度ながん医療拠点の形成事業】	厚生労働省医政局指導課	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第7項医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3及び第5条の4 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の32の2第1項	F	—	平成24年度中を目途に結論を得る	特例病床の協議について、御要望の整備スケジュールを踏まえ、できるだけ速やかに提案者である大阪府と十分協議していきたい。	a	整備スケジュールを踏まえ、特定病床の設置に向けた迅速かつ十分な協議をお願いします。	F	自治体の要望は実現可能となったことから協議終了。厚生労働省は、自治体から特定病床設置に係る手続の申請があった際には、その手続を迅速に処理すること。	I
あわじ環境未来島特区	842	系統連系申請にかかる日数を短縮し、迅速な送電を可能とするため、電気事業法第95条第3項の規定に基づき電力系統利用協議会が定めている「電力系統利用協議会ルール」における接続検討時間の短縮(現行3ヶ月以内を30日以内に)を求める。	太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化	経済産業省資源エネルギー庁電力基盤整備課	電気事業法第95条第3項電力系統利用協議会「電力系統利用協議会ルール」	A-2	※規制制度改革における副大臣折衝(3/8実施)において措置時期を了承。	2月27日に5者会議(※)の初会合を開催。当該会議を定期的に開催し、このなかで再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの適用や各電力会社の取り組み等の改善を行う。 ※5者会議メンバー: 太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会、担当2原課(電力基盤整備課、新エネルギー対策課)	○電気事業法95条3項で定める支援業務規定(電力系統利用協議会の業務内容、就業規定等)は、根拠法令にはあたらない。 ○また、電力系統利用協議会ルールは、電気事業者間等(中立者(学識経験者)、再エネ事業者、一般電気事業者、卸・自家発電)で定めたルールであり、国が定めた法律やガイドライン等で規制しているものではない。 ○他方で、国としても規制・制度改革の一環として、再生可能エネルギー事業者、電力会社と経済産業省による検討を既に開始したところであり、再生可能エネルギー事業者等の意見を聞き、接続申請を円滑化するための標準処理期間の規定について、必要な改善点を検討し、所要の措置を講ずる。	a		A-2		I
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	261	特区内においては、新大阪や関西に代表される交通ターミナル等スポット的な地点を条件付きで運送行為ができるよう緩和する。	道路運送法の許可の条件付き緩和	国土交通省自動車局旅客課	道路運送法第20条	F	平成24年度中に結論を得る	平成24年度に営業区域規制等のあり方のさらなる検討を行うためのワーキンググループを設置し、平成24年度中に結論を得る。	営業区域規制については、平成24年3月に取りまとめられた「バス事業のあり方検討会」(座長: 竹内健蔵東京女子大学教授)報告書においても、営業区域を拡大することの賛否が分かれていることから、安全規制や運賃・料金規制との関係も考慮しつつ、平成24年度中に結論を得るべく、さらに検討を深めることとされているところ。 なお、本件は和歌山県からの特区提案であるが、営業区域の条件付き緩和措置により実際に経済的影響を受けることとなるのは大阪府等隣接府県の貸切バス事業者であり、これらの事業者の意見も十分踏まえつつ検討を行うことが必要となることから、結論を得るまでには時間を要する。	b	空港等主要なターミナルの送迎を行い、その行程の大部分が和歌山県内であるという運送行為について、現行法において県内バス事業者が運送できないという現状は、事業者の育成及び県観光事業の活性化の観点から問題があると考えます。 引き続き国において検討されるということですが、導入を前提とした早い時期での調整をお願いします。	F	国交省は自治体が要望する営業区域規制の見直しについて、実現に向けて平成24年度中に結論を得ることとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は国交省と改めて協議を行うこととする。	I
ハイパー&グリーンバージョン水島コンビナート総合特区	55	下記の代替措置等の実施を条件に、各船地の利用基準を緩和し、船泊可能船数を拡大するとともに、不開港である検査船地へ入港できる許可基準を緩和(不開港入港手数料の免除)することで、船泊しやすい環境を整備していただきたい。 【代替措置等】 船地内での低速航行による接触事故防止策等、安全対策を徹底する。	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の船泊地の利用基準の緩和	国土交通省海上保安庁交通安全課	港則法第5条	F	委員会において提案内容についての結論が得られ次第速やかに対応	地元関係者の調整が整い次第、速やかに委員会を開催し、提案内容についての結論を得る。	①現時点で指定自治体の提案どおり規制改革に着手できない理由 現在の港内の船泊地の利用基準は、岡山県も含めた地元関係者により構成された「水島港海上交通安全対策委員会」において合意された基準であり、当該基準の緩和については、地元関係者との調整や安全性の確認が必要なことから、即時に利用基準を変更することは困難である。 ②現時点で条件提示または代替案を提示できない理由 上記①と同様の理由により、条件提示または代替案を提示できない。 ③検討の際の論点 岡山県から提示された利用基準が、水産、気象海象、周辺の船舶交通の輻輳度及び港内の船舶運航の利用実態等を踏まえた安全な基準であるか検討する必要がある。 ④検討の方向性 上記③を検討後、検討結果を踏まえ、利用基準の必要な変更を行う。 ⑤検討の場・方法 水島港における利用基準は、「水島港海上交通安全対策委員会」において合意されていることから、再度、同委員会において、岡山県から提示された利用基準を検討することとなる。	a	「水島港海上交通安全対策委員会」を速やかに開催し利用者の同意を得る利用基準の変更を行っていただきたい。なお地元自治体としても水島海上保安部との連携を密にし、「水島港海上交通安全対策委員会」の開催に向け、利用者間の調整が図られるよう協力してまいります。	F	国交省は、委員会を開催し、提案内容についての結論を得ることとしており、自治体も了承したことから協議終了。岡山県側の準備が整い次第、速やかに「水島港海上交通安全対策委員会」を開催を行うこととする。	I

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
京都市地域活性化総合特区	879	事業主体である京都市からの再検討結果を踏まえ法務省及び当省において取りまとめた方針案について、京都市の合意を得たところ。現在、法務省において具体的な法的整備の検討を行っている。今後、法的事項については関係省庁である当省や内閣府と協議をいしつつ、同法的事項を踏まえた京都市側の実施要領等についても、関係省庁である当省とともに、引き続き京都市との建設的な協議を行うこととしている。	今後、法的事項の整理と併わせ、実施要領等について、関係省庁である当省とともに、引き続き京都市と建設的な協議を行うこととしており、京都市には実施要領等の作成に向けた検討を求めているところ。	今後も京都市との協議が見込まれることから、協議終了時期を明記することはできないが、早い時期(平成25年11月ごろ)を目途として、協議を終了できるように努める。	
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	883	特例の協議について、御要望の整備スケジュールを踏まえ、できるだけ速やかに協議するとされたため、協議に必要な書類の提出を指定自治体へ求めた。	指定自治体から提出された書類について順次内容を確認し、できるだけ御要望の整備スケジュールに沿えるよう対応していく予定。	指定自治体との協議状況次第であるため、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年9月末中を目途として協議を終了できるように努める。	
あわじ環境未来島特区	842	標準処理期間の短縮化等について、「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月資源エネルギー庁)に盛り込むとともに、電力系統利用協議会ルール等へ反映済(平成25年2月)。 具体的には、申請件数の大半を占める発電出力50kW未満の電源については新たに1ヶ月の標準処理期間を定めた。(発電出力50kW以上500kW未満の逆変換装置を用いた電源については、現行3ヶ月となっているものを2ヶ月に短縮。)	協議自体は終了。	協議自体は終了。	
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	261	地方自治体は営業区域規制の緩和を提案しているが、貸切バスに対する規制のあり方については、平成24年4月29日に開通自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同年10月より開催されている「バス事業のあり方検討会」において、重要な論点の一つとして議論されているところ。同検討会では近く報告を取りまとめることとしているが、これまでは、貸切バスの安全に係る規制については強化する方向で議論が行われている。	4月早々に取りまとめられる予定の「バス事業のあり方検討会」の報告内容を踏まえ、地方自治体との間で実務者レベル打合せや書面協議を実施することとする。	地方自治体との実務者レベル打合せや書面協議を、「バス事業のあり方検討会」の取りまとめ後3ヶ月程度を目途(平成25年7月)に行い、結論を得られるよう取り組むこととする。	
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	55	水島港の錨泊地の利用基準は、水島港海上交通安全対策委員会の合意に基づき水島港長が運用する基準であるが、これまで、同基準における錨泊対象船舶は全長120メートル以下であったところ、平成25年2月18日に開催された同委員会の検討結果に基づき、同年3月13日から錨泊対象船舶を全長140メートル以下に緩和した。		平成25年3月終了	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	平成24年春「国と地方の協議」の再掲							省庁見解	内閣府(事務局)コメント	内閣府整理		
						担当省庁の見解 (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)				指定自治体の回答 (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)						対応	理由等
						対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等						
尾道地域医療連携推進特区	253	<p>・ 離島、へき地に住む患者の利便性の向上や在宅医療の充実の観点から、一定の条件で遠隔診療が認められていることと同様に、特別区域内において情報通信機器等を用いた服薬指導を認める。</p> <p>なお、実施にあたっては、以下の条件を設定することで弊害に対する予防を講じる。</p> <p>①初回は必ず対面とし、患者の状態等を確認する。</p> <p>②遠隔による服薬指導については、事前に患者又は家族の同意を得る。</p> <p>③主に慢性疾患患者で特に服薬コンプライアンスの必要性の高い患者を対象とするが、次の者は対象外とする。</p> <p><対象外></p> <p>・用法と併せての服薬がむずかしい者</p> <p>・認知症高齢者、聴力低下等により、聞き取りにくいなど、遠隔での指導がむずかしい者</p> <p>④実施する場合は、該当薬局名及び患者名等がわかる登録名簿を作成する。</p>	地域医療・介護連携を推進するための薬剤師による服薬指導(対面)に関する特例措置	厚生労働省 医薬食品局 総務課	薬事法第9条の2 薬事法施行規則第15条の13、第15条の14	B	自治体等との一層の調整が必要なため、現時点では未定	—	ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	b	引き続き、協議を進める点では異論はありませんが、条件等については、厳格な設定とならないよう、提案に沿った柔軟な対応を含めた前向きな検討をお願いします。	B	提案内容を実現するための薬事法等の改正に向けて、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、厚生労働省と提案自治体の間で引き続き検討を行うこと。また、提案内容を実現するには整理番号253と254が一体的に議論されるべきである。	II			
尾道地域医療連携推進特区	254	<p>・ 離島、へき地に限定した上で、患者やその家族が希望する場合においては、薬剤師以外の者(ヘルパーなどの介護事業者等)に依頼して、在宅患者へ薬剤を搬送することを認める特例を設ける。</p> <p>なお、実施にあたっては、以下の条件を設定することで弊害に対する予防を講じる。</p> <p>①搬送の特例として認める者は、該当患者の状況を把握している者に限る。</p> <p>②薬剤師による服薬指導が遠隔により適切に行うことができ、かつ、安定期の患者で、同じ薬剤を定期的に服用している者に限る。</p> <p>③搬送については、事前に患者又は家族の同意を得る。</p> <p>④麻薬、覚せい剤等用法を厳格に遵守することが必要な薬剤については、搬送の特例の対象外とする。</p> <p>⑤実施する場合には、搬送機関名(氏名)、該当薬局名及び患者名等がわかる登録名簿を作成する。</p>	薬剤の搬送に関する特例措置	厚生労働省 医薬食品局 総務課	薬事法第9条の2 薬事法施行規則第15条の13、第15条の15	B	自治体等との一層の調整が必要なため、現時点では未定	—	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	b	引き続き、協議を進める点では異論はありませんが、対象範囲等の条件については、厳格な設定とならないよう、提案に沿った柔軟な対応を含めた前向きな検討をお願いします。	B	提案内容を実現するための薬事法等の改正に向けて、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、厚生労働省と提案自治体の間で引き続き検討を行うこと。また、提案内容を実現するには整理番号253と254が一体的に議論されるべきである。	II			
かがわ医療福祉総合特区	1075		へき地薬局開設事業(調剤薬のへき地患者宅での交付事業)	厚生労働省 医薬食品局 総務課	薬事法第9条の2 薬事法施行規則第15条の13、第15条の15	B	自治体等との一層の調整が必要なため、現時点では未定	—	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	d	特区事業の円滑な実施のため、平成24年度上期に地域活性化総合特別区域計画に載せられるよう対応していただきたい。	B	自治体の要望する調剤薬のへき地患者宅での交付事業について、厚生労働省から実現の方向性が示されたものの、対象薬剤、薬剤を運搬する者の範囲、ICTを利用した服薬指導の条件に係る検討が必要であり、提案を早期に実現できるよう、これらの具体的な条件について引き続き協議すること。	II			

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
尾道地域医療連携推進特区	253	平成24年度において、自治体等は規制緩和を行わずとも実施できる範囲でICTを利用した服薬指導を行っているため、その成果を踏まえて、今後とも検討して行くこととしている。	ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	提案主体と一層の調整が必要であり、協議終了時期を明記することはできないが、平成26年3月を目途として一定の方向性を出せるように努める。	
尾道地域医療連携推進特区	254	平成24年度において、自治体等は規制緩和を行わずとも実施できる、薬剤師による離島・へき地の患者へ薬剤の運搬を行っているため、その成果を踏まえて、今後とも検討して行くこととしている。	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	提案主体と一層の調整が必要であり、協議終了時期を明記することはできないが、平成26年3月を目途として一定の方向性を出せるように努める。	
かがわ医療福祉総合特区	1075	平成24年度において、自治体等は規制緩和を行わずとも実施できる範囲で、ICTを利用した服薬指導等を行っているため、その成果を踏まえて、今後とも検討して行くこととしている。	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	提案主体と一層の調整が必要であり、協議終了時期を明記することはできないが、平成26年3月を目途として一定の方向性を出せるように努める。	